第5回強度行動障害を有する者の地域 支援体制に関する検討会

令和5年1月30日

参考資料1

現行制度の概要

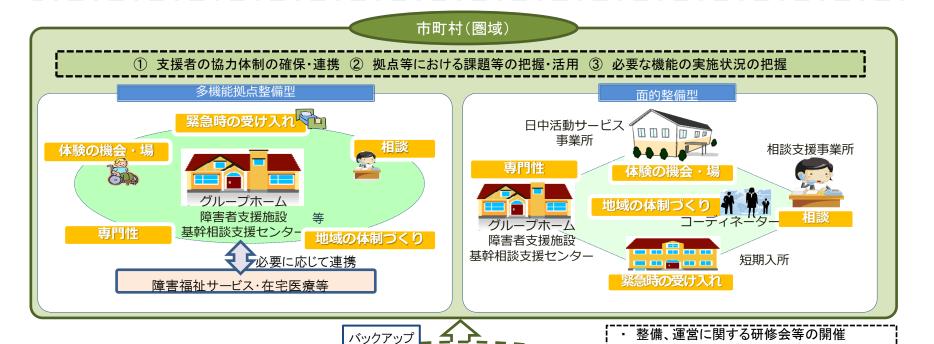


# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。 ※令和3年4月1日時点 921市区町村(53%)で整備済み(全国1741市区町村)

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



都道府県

# 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型の創設(日中サービス支援型)

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」 (以下「日中サービス支援型」という。)を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。 なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5:1をベースに、4:1及び3:1の 基本報酬を設定。
- 日中サービス支援型共同生活援助(1日につき)
  - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)
    - ※ 世話人の配置が3:1の場合
    - (1) 区分6

1,098単位

: :

:

※ このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設(看護職員配置加算 70単位/日)



- 住まいの場であるグループホームの特性(生活単位であるユニットの定員等)は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期 入所の併設を必置とする。

# 地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画(平成30年度~32年度)では、平成 32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少な くとも1カ所の整備」を基本。

※参考:平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域 平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域

(全国:1,718市町村、352 圏域)

#### 【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携 する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
  - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回(月4回を限度)等

#### 【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
  - ・ 緊急短期入所受入加算(I) 120単位/日 → 180単位/日(利用開始日から7日間を限度)等

### 【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
  - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日(初日から5日目まで)

+50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 (

### 【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 牛活介護に重度障害者支援加算を創設。
  - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者の配置 7単位/日(体制加算) 等

### 【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
  - · 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月(月1回限度)

# 地域生活支援拠点等



# グループホームにおける重度化・高齢化への対応

## ①重度障害者支援加算の対象者の拡充(強度行動障害を有する者に対する評価)

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算(I)360単位/日 ※ 重度障害者等包括支援の対象者(区分6かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者)

【新設】重度障害者支援加算(Ⅱ)180単位/日 ※区分4以上の強度行動障害を有する者

### ②医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援につ いて、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】医療的ケア対応支援加算

120単位/日

## ③強度行動障害を有する者の受入促進(体験利用の評価)

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利 用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の 修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】強度行動障害者体験利用加算 400単位/日

### ④基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

(例) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)

行】区分6:1,104単位/日、区分5:988単位/日、区分4:906単位/日、区分3:721単位/日 【見直し後】区分6:1,105単位/日、区分5:989単位/日、区分4:907単位/日、区分3:650単位/日

※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。



## ⑤ 夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、

- ・夜間支援等体制加算(I)を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、
- ・夜間支援等体制加算(I)による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算(I)・住居ごとの夜勤職員を配置 ※1

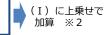
夜間支援等体制加算(Ⅱ)・宿直職員を配置

夜間支援等体制加算(Ⅲ)・警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算 (IV) · 事業所単位で夜勤職員を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算(V)・事業所単位で夜勒職員(夜間の一部時間)を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算(VI)・事業所単位で宿直職員を追加配置



- ※1 夜間支援等体制加算(I)の見直し
  - (例) 利用者が5人の場合 【現行】(区分に関わらず)269単位/日 ⇒ 【見直し後】区分4以上:269単位/日 区分3:224単位/日 区分2以下:179単位/日
- ※2【新設】夜間支援等体制加算(IV)(VI)
  - (例) 利用者が15人以下の場合 夜間支援等体制加算(IV) 60単位/日 夜間支援等体制加算(V)30単位/日 夜間支援等体制加算(VI)30単位/日
- ※重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。

# 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

〇 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、<u>市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価</u>する加算を創設。

#### <地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を 地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備する もの。
- ・ 第6期障害福祉計画(令和3年度~令和5年度)では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上 運用状況を検証及び検討することを基本」としている。
- (参考) 全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がありうる 令和2年4月時点における整備状況 468市町村(うち、圏域整備: 65圏域268市町村) 令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村(うち、圏域整備:141圏域567市町村)

# 地域生活支援拠点等



## 緊急時における対応機能の強化(訪問系サービス等)

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業 所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

#### 【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援
  - +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・緊急時対応加算、緊急時支援加算(I)又は緊急時支援費(I) を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

## 緊急時のための受入機能の強化(短期入所)

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算(緊急時の受入れに限らない)。

### 【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
  - ・短期入所のサービス利用の開始日に加算。

(参考) 地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算(平成30年度~)

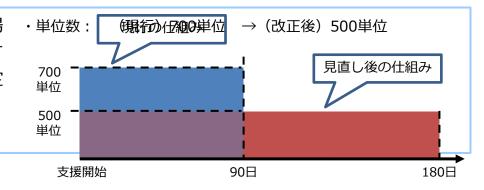
(計画相談支援・障害児相談支援) 地域生活支援拠点等相談強化加算 (地域移行支援) 障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日

700単位/回(月4回限度)、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月(月1回限度)※地域生活支援拠点等の場合

# 重度障害者支援加算の見直し(生活介護・施設入所支援)

## 1. 共通事項

- 強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行う場合の、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。
  - ·算定期間: (現行) 90日 → (改正後) 180日



## 2. 生活介護(強度行動障害関係)

- 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合には、重度障害者支援加算の算定を可能とする。
  - ・ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備 7単位/日
  - ・ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施 180単位/日

## 3. 生活介護(重症心身障害者関係)

- 重症心身障害者の受入を評価するため
  - ・ 人員配置体制加算(I)※直接処遇職員を1.7:1以上配置
  - ・ 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)※常勤換算で看護職員を3人以上配置 人員配置体制加算 を算定している場合に、両加算の要件を超える人員配置をしている場合に加算を算定可能とする。

本制の評価の上乗せ
重度障害者支援加算
「常勤看護職員等配置加」
算

# 現行の相談支援体制の概略

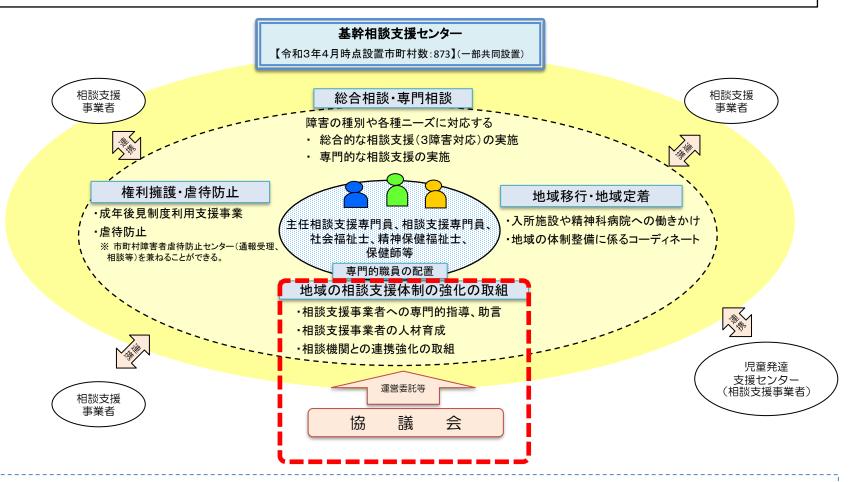
相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	<b>実施状況等</b> (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	■1,741市町村中 687市町村(H31.4)39% 778市町村(R2.4)45% 873市町村(R3.4)50% ※箇所数は1,100ヶ所(R3.4)
障害者相談支援事業 実施主体:市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者へ の委託可	定めなし	<ul> <li>● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)</li> <li>● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)</li> <li>● 社会生活力を高めるための支援</li> <li>● ピアカウンセリング</li> <li>● 権利擁護のために必要な援助</li> <li>専門機関の紹介</li> </ul>	■全部又は一部を委託 1,576市町村(91%) ■単独市町村で実施 1,042市町村(60%) ※R3.4時 点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及 び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10, 202ヶ所(H31. 4) 22, 453人 10, 563ヶ所(R2. 4) 23, 729人 11, 050ヶ所(R3. 4) 25, 067人 ※障害者相談支援事業受託事業所 数 2, 157ヶ所(20%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、 うち1以上は相談支援専門員、管理者	● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援	■ 3,377ヶ所 (H31.4) 3,551ヶ所 (R2.4) 3,543ヶ所 (R3.4)

# 基幹相談支援センターの役割のイメージ(現行)

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域 移行・地域定 着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



(参考)障害者総合支援法改正により、基幹相談支援センターの業務に従来の総合的な相談支援の業務に加え、地域の相談支援体制の強化の取組と協議会の運営への参画等を通じた地域づくりに係る内容を追記し、その役割を明確化したほか、基幹相談支援センターの設置・運営について都道府県に市町村支援の役割があることが明確化された。【令和6年4月施行予定】

#### 厚生労働省 相談支援・発達支援・就労支援全体の推移 (実支援件数) ■18歳以下の 補助 40,000 相談・発達・ 35,000 就労件数 30,000 25,000 都道府県・指定都市 ■19歳以上の 20,000 相談・発達・ 障害者総合支援法に基づく都道府県地域 15,000 就労件数 10.000 生活支援事業として実施(必須) 5,000 ※年齢不明 を除く (令和3年4月現在のセンターの設置) 直接実施:27力所 委託(社会福祉法人等):70力所 ※医療法人, 地方独立行政法人も可 ①相談支援(来所、訪問、電話等による相談) 発達障害児者 家族

# 発達障害者支援センター

(全都道府県、指定都市(67)に設置)



#### (体制) 職員配置

- •管理責任者
- •相談支援担当職員
- ·発達支援担当職員
- ·就労支援担当職員

都道府県が別途配置する 「発達障害者地域支援マネ ジャー」と緊密に連携する

- ②発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- ③就労支援(就労に向けての相談等)

### 連携

- 4 調整のための会議やコンサルテーション
- ⑤障害者総合支援法第89条協議会への参加

⑥研修(関係機関、民間団体等への研修)

⑦普及啓発•研修

### 支援

### 関係機関

児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、 保健所、精神保健福祉センター、医療機関、 障害児等療育支援事業実施機関、 児童発達支援センター、障害児入所施設、 保育所、幼稚園、学校、教育委員会 ハローワーク、地域障害者職業センター、 障害者就業・生活支援センター等

地域住民、企業

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

# 発達障害者支援センター

- ●相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- ●発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- ●就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- ●その他研修、普及啓発、機関支援



## 【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等 のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの 直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

# 都道府県等 発達障害者支援体制整備(地域生活支援事業)

- ●発達障害者支援地域協議会
- ●市町村・関係機関及び関係施設への研修
- ●アセスメントツールの導入促進
- ●ペアレントメンター(コーディネータ)



# 地域を支援するマネジメントチーム

# <u>地域支援機能の強化へ</u>



# 発達障害者地域支援マネジャーが中心

- 原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

## 市町村

### 体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築

(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



# 事業所等 *困難ケース支援*

困難事例の対応能力の向上 (求められる事業所等の取組)

対応困難ケースを含めた支援を的確に実施



## 医療機関

### 医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する適切な医療の提供

(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療

# (自立支援)協議会の概要

### 経緯

- (自立支援)協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域 のサービス基盤の整備**を進めていくこと及び**関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすす められてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部 改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法 定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

#### 概要

- (自立支援)協議会の設置は、地方公共団体(共同設置可)の努力義務規定。(法89条の3第1項)
- <u>都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更</u>しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協 議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。(法88条第9項、89条第7項)
- 設置状況(R3.4月時点) 市町村: 1,687自治体(設置率約97%) ※協議会数: 1,201箇所

都道府県: 47自治体(設置率100%)

(参考)障害者総合支援法改正により、協議会において個別の課題を検討する中から地域の支援体制に関する課題を抽出することを明確化したほか、協議会が関係機関に情報提供や意見表明等の協力を求めることができ、協力の求めを受けた機関はそれに応じる努力義務を規定するとともに、協議会関係者に守秘義務を課すこととなった。【令和6年4月施行予定】